

工事契約制度を改正します。 (平成24年5月から実施)

平成24年3月
仙台市契約課

東日本大震災の影響により、経費が高騰し、受注業者の健全な経営を圧迫している現状を改善するため、一般管理費の失格基準を引き上げる臨時的措置を実施します。

〈失格基準の引上げ〉

当分の間、次のとおり失格基準の引上げを行います。

◎ 予定価格5億円以上の案件(現行どおり)

◎ 予定価格5百万以上5億円未満の案件

・総額判断基準価格 … 次の価格を下回った入札について失格基準を適用します。

(現行) 純工事費×95% + 現場管理費×95% + 一般管理費×55%

(改正後) 純工事費×95% + 現場管理費×95% + 一般管理費×75%

・失格基準価格 … 次のいずれかを下回った入札は失格となります。

(現行) 純工事費×90%, 現場管理費×90%, 一般管理費×50%

(改正後) 純工事費×90%, 現場管理費×90%, 一般管理費×70%

〈実施時期〉

◎ 今回の改正は平成24年5月から実施します。

・制限付き一般競争入札については平成24年5月に公告する案件から実施対象になります。

・指名競争入札については平成24年5月に指名通知を行う案件から実施対象になります。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125

※改正後の総額判断基準価格の説明に誤記がありましたので訂正しました。(平成24年3月27日)